

環境影響評価技術指針改定案 新旧対照表

現行	改定案
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節 大気質</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 大気汚染に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>堺市大気汚染調査報告</u>」(堺市)、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「大気汚染状況報告書」(環境省 水・大気環境局)等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査期間・頻度 (略)</p> <p>イ 調査地点 (略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>a 環境基準が定められている項目</p> <p>次に定める方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号) ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号) ・「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号) ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号) ・「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号) <p>ただし、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節 大気質</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 大気汚染に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>大気汚染状況報告書</u>」(堺市)、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「大気汚染状況報告書」(環境省 水・大気環境局)等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査期間・頻度 (略)</p> <p>イ 調査地点 (略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>a 環境基準が定められている項目</p> <p>次に定める方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号) ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号) ・「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号) ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、<u>(水底の底質の汚染を含む。)</u>及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号) ・「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号) <p>ただし、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p>

現行	改定案
<p>なお、測定にあたっては、次に掲げる項目に係る通達等を参考にすること。</p> <p>(a) 二酸化硫黄及び光化学オキシダント (略)</p> <p>(b) 二酸化窒素 (略)</p> <p>(c) 一酸化炭素 (略)</p> <p>(d) 浮遊粒子状物質 (略)</p> <p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」(平成20年3月環境省水・大気環境局大気環境課) <p>(f) ダイオキシシン類 (略)</p> <p>b 環境基準の定められていない項目 (略)</p> <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>地上及び上空の気象の状況について、次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>堺市大気汚染調査報告</u>」(堺市)、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「<u>調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象日原簿</u>」又は「<u>大阪府気象月報</u>」(大阪管区气象台)等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>a 地上の気象の調査 (略)</p> <p>b 上空の気象の調査 (略)</p> <p>イ 地形・地物の状況 (略)</p> <p>ウ 固定発生源の状況 (略)</p> <p>エ 移動発生源の状況</p> <p>自動車、航空機等主要な移動発生源の走行、運航の状況について、既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>道路沿道の大気汚染を現地調査する場合には、当該調査期間中に8車種分類(軽乗用車、乗用車、バス、軽貨物車、小型貨物車、貨客車、普通貨物車及び特殊(種)車)の24時間交通量、車速等(以下、この節において「交通量等」という。)の調査を合わせて行うこと。</p>	<p>なお、測定にあたっては、次に掲げる項目に係る通達等を参考にすること。</p> <p>(a) 二酸化硫黄及び光化学オキシダント (略)</p> <p>(b) 二酸化窒素 (略)</p> <p>(c) 一酸化炭素 (略)</p> <p>(d) 浮遊粒子状物質 (略)</p> <p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省水・大気環境局大気環境課) <p>(f) ダイオキシシン類 (略)</p> <p>b 環境基準の定められていない項目 (略)</p> <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>地上及び上空の気象の状況について、次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「<u>気象観測月報</u>」(一般財団法人気象業務支援センター)又は「<u>大阪府の気象</u>」(大阪管区气象台)等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>a 地上の気象の調査 (略)</p> <p>b 上空の気象の調査 (略)</p> <p>イ 地形・地物の状況 (略)</p> <p>ウ 固定発生源の状況 (略)</p> <p>エ 移動発生源の状況</p> <p>自動車、航空機等主要な移動発生源の走行、運航の状況について、既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>道路沿道の大気汚染を現地調査する場合には、当該調査期間中に8車種分類(軽乗用車、乗用車、バス、軽貨物車、小型貨物車、貨客車、普通貨物車及び特殊(種)車)の24時間交通量、車速等(以下、この節において「交通量等」という。)の調査を合わせて行うこと。</p>

現行	改定案
<p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、<u>道路交通センサス</u>の結果等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>オ 法令による規制基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第2節 水質・底質</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 水質汚濁に係る調査方法 (略)</p> <p>ア 調査期間 (略)</p> <p>イ 調査回数 (略)</p> <p>ウ 調査地点 (略)</p> <p>エ 測定方法</p> <p>a 採水方法 (略)</p> <p>b 分析方法</p> <p>次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号) ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日環境庁水質保全局長通知) ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号) ・「排水基準を定める<u>総理府令</u>の規定に基づく<u>環境庁長官</u>が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年環境庁告示第64号) ・「公共用水域の水質測定計画」(大阪府) 	<p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、<u>全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)</u>の結果等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>オ 法令による規制基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第2節 水質・底質</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 水質汚濁に係る調査方法 (略)</p> <p>ア 調査期間 (略)</p> <p>イ 調査回数 (略)</p> <p>ウ 調査地点 (略)</p> <p>エ 測定方法</p> <p>a 採水方法 (略)</p> <p>b 分析方法</p> <p>次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号) ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日環境庁水質保全局長通知) ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁<u>(水底の底質の汚染を含む。)</u>及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号) ・「排水基準を定める<u>省令</u>の規定に基づく<u>環境大臣</u>が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年環境庁告示第64号) ・「公共用水域の水質測定計画」(大阪府)

現行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> ・「海洋観測指針」(気象庁) ・<u>「瀬戸内海広域総合水質調査測定方法」(環境庁)</u> ・日本工業規格 (JIS) ・「上水試験法」(日本水道協会) ・「温排水調査指針」(水産庁) ・「ゴルフ場に係る農業の水質検査技術マニュアル」(大阪府) ・以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法 <p>② 底質に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「環境水質調査報告」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の既存資料調査に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査時期 (略)</p> <p>イ 調査地点 (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>a 採泥方法 (略)</p> <p>b 分析方法及び溶出試験方法</p> <p>次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「底質調査方法」(平成 24 年 8 月環境省水・大気環境局) ・日本工業規格 (JIS) ・「公共用水域の水質測定計画」(大阪府) ・「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年環境庁告示第 14 号) ・<u>「瀬戸内海広域総合水質調査測定方法」(環境庁)</u> ・「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(<u>環境庁</u>) <p>・以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法</p> <p>③ 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>気温、降水量について、「<u>大阪府気象月報</u>」(大阪管区気象台) <u>(大阪管区気象台)</u> 等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「海洋観測指針」(気象庁) ・日本工業規格 (JIS) ・「上水試験法」(日本水道協会) ・「温排水調査指針」(水産庁) ・「ゴルフ場に係る農業の水質検査技術マニュアル」(大阪府) ・以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法 <p>② 底質に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「環境水質調査報告」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の既存資料調査に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査時期 (略)</p> <p>イ 調査地点 (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>a 採泥方法 (略)</p> <p>b 分析方法及び溶出試験方法</p> <p>次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「底質調査方法」(平成 24 年 8 月環境省水・大気環境局) ・日本工業規格 (JIS) ・「公共用水域の水質測定計画」(大阪府) ・「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年環境庁告示第 14 号) ・「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(<u>平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局水環境課</u>) <p>・以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法</p> <p>③ 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>気温、降水量について、「<u>大阪府の気象</u>」(大阪管区気象台) 等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p>

現行	改定案
<p>と。</p> <p>イ 水象の状況</p> <p>a 河川水象</p> <p>流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施すること。</p> <p>現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の形態の変化が把握できる 期間とし、調査頻度は調査データの予測及び評価における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とすること。なお、河川の水質の現地調査を実施する場合は、その調査時期に配慮して調査時期を選定すること。</p> <p>測定方法は、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日環境庁水質保全局長通知）又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選択すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」（国土交通省）、「環境水質調査報告」（堺市）、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府）等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>b 湖沼水象 （略）</p> <p>c 海域水象 （略）</p> <p>ウ 水利用の状況 （略）</p> <p>エ 土地利用の状況 （略）</p> <p>オ 発生源の状況 （略）</p> <p>カ 法令による基準等 （略）</p> <p>(4) 調査の結果 （略）</p> <p>2 予測 （略）</p> <p>3 評価 （略）</p> <p>4 事後調査 （略）</p> <p>第 3 節 地下水</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 （略）</p> <p>(2) 調査地域 （略）</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 地下水質に係る調査方法</p>	<p>イ 水象の状況</p> <p>a 河川水象</p> <p>流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施すること。</p> <p>現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の水質の現地調査を実施する場合は、その調査時期に配慮して調査時期を選定すること。</p> <p>測定方法は、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日環境庁水質保全局長通知）又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選択すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」（日本河川協会）、「環境水質調査報告」（堺市）、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府）等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>b 湖沼水象 （略）</p> <p>c 海域水象 （略）</p> <p>ウ 水利用の状況 （略）</p> <p>エ 土地利用の状況 （略）</p> <p>オ 発生源の状況 （略）</p> <p>カ 法令による基準等 （略）</p> <p>(4) 調査の結果 （略）</p> <p>2 予測 （略）</p> <p>3 評価 （略）</p> <p>4 事後調査 （略）</p> <p>第 3 節 地下水</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 （略）</p> <p>(2) 調査地域 （略）</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 地下水質に係る調査方法</p>

現行	改定案
<p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。 なお、予測及び評価の方法を勘案して、「環境水質調査報告」（堺市）等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査期間 （略） イ 調査地点 （略） ウ 調査方法 次に掲げる方法から項目に応じて選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号） ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号） ・以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法 <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 地盤の状況 （略） イ 土地利用の状況 （略） ウ 水文、気象の状況 地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府気象月報</u>」（大阪管区気象台）等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>エ 発生源の状況 （略） オ 水利用の状況 （略） カ 法令による基準等 （略）</p> <p>(4) 調査の結果 （略）</p> <p>2 予測 （略） 3 評価 （略） 4 事後調査 （略）</p> <p>第4節 ～ 第6節 （略）</p> <p>第7節 悪臭 1 調査</p>	<p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。 なお、予測及び評価の方法を勘案して、「環境水質調査報告」（堺市）等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査期間 （略） イ 調査地点 （略） ウ 調査方法 次に掲げる方法から項目に応じて選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号） ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（<u>水底の底質の汚染を含む。</u>）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号） ・以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法 <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 地盤の状況 （略） イ 土地利用の状況 （略） ウ 水文、気象の状況 地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府の気象</u>」（大阪管区気象台）等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>エ 発生源の状況 （略） オ 水利用の状況 （略） カ 法令による基準等 （略）</p> <p>(4) 調査の結果 （略）</p> <p>2 予測 （略） 3 評価 （略） 4 事後調査 （略）</p> <p>第4節 ～ 第6節 （略）</p> <p>第7節 悪臭 1 調査</p>

現行	改定案
<p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 悪臭に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料調査に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査期間 (略)</p> <p>イ 調査地点 (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)及び「臭気指数の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める測定方法によること。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本工業規格(JIS)等に定める方法によること。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況</p> <p><u>「堺市大気汚染調査報告」(堺市)</u>、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、<u>調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象日原簿」</u>又は<u>「大阪府気象月報」</u>(大阪管区气象台)等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>なお、現地調査を実施する場合には、次に掲げるところによること。</p> <p>a 観測期間 (略)</p> <p>b 観測地点 (略)</p> <p>c 観測方法 (略)</p> <p>イ 地形・地物の状況 (略)</p> <p>ウ 発生源の状況 (略)</p> <p>エ 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p>	<p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 悪臭に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料調査に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査期間 (略)</p> <p>イ 調査地点 (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める測定方法によること。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本工業規格(JIS)等に定める方法によること。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、<u>「気象観測月報」(一般財団法人気象業務支援センター)</u>又は<u>「大阪府の気象」</u>(大阪管区气象台)等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>なお、現地調査を実施する場合には、次に掲げるところによること。</p> <p>a 観測期間 (略)</p> <p>b 観測地点 (略)</p> <p>c 観測方法 (略)</p> <p>イ 地形・地物の状況 (略)</p> <p>ウ 発生源の状況 (略)</p> <p>エ 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p>

現行	改定案
<p>4 事後調査 (略)</p> <p>第8節 地盤沈下</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 地盤沈下に係る調査方法 (略)</p> <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 地盤の状況 (略)</p> <p>イ 土地利用の状況 (略)</p> <p>ウ 水文、気象の状況</p> <p>地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「大阪府気象月報」(大阪管区気象台)等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>エ 地下水の塩水化の状況 (略)</p> <p>オ 地下水の採取量の状況 (略)</p> <p>カ 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第9節 土壌汚染</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 土壌汚染に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査地点 (略)</p>	<p>4 事後調査 (略)</p> <p>第8節 地盤沈下</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 地盤沈下に係る調査方法 (略)</p> <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 地盤の状況 (略)</p> <p>イ 土地利用の状況 (略)</p> <p>ウ 水文、気象の状況</p> <p>地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「大阪府の気象」(大阪管区気象台)等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>エ 地下水の塩水化の状況 (略)</p> <p>オ 地下水の採取量の状況 (略)</p> <p>カ 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第9節 土壌汚染</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 土壌汚染に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 調査地点 (略)</p>

現行	改定案
<p>イ 測定方法 次に掲げるものに定められている測定の方法から、項目に応じて選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月環境庁水質保全局） ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号） ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号） <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成12年1月環境庁水質保全局土壌農薬課） ・以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法 <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 地盤の状況（略）</p> <p>イ 水文、気象の状況 地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府気象月報</u>」（大阪管区気象台）等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>ウ 発生源の状況（略）</p> <p>エ 水利用の状況（略）</p> <p>オ 土地利用の状況（略）</p> <p>カ 法令による基準等（略）</p> <p>(4) 調査の結果（略）</p> <p>2 予測（略）</p> <p>3 評価（略）</p> <p>4 事後調査（略）</p> <p>第10節～第14節（略）</p> <p>第15節 気象</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目（略）</p> <p>(2) 調査地域（略）</p>	<p>イ 測定方法 次に掲げるものに定められている測定の方法から、項目に応じて選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月環境庁水質保全局） ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号） ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（<u>水底の底質の汚染を含む。</u>）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号） <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境庁水質保全局土壌農薬課） ・以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法 <p>② 関連調査項目の調査方法</p> <p>ア 地盤の状況（略）</p> <p>イ 水文、気象の状況 地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府の気象</u>」（大阪管区気象台）等の既存資料調査又は現地調査の実施により調査すること。</p> <p>ウ 発生源の状況（略）</p> <p>エ 水利用の状況（略）</p> <p>オ 土地利用の状況（略）</p> <p>カ 法令による基準等（略）</p> <p>(4) 調査の結果（略）</p> <p>2 予測（略）</p> <p>3 評価（略）</p> <p>4 事後調査（略）</p> <p>第10節～第14節（略）</p> <p>第15節 気象</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目（略）</p> <p>(2) 調査地域（略）</p>

現行	改定案
<p>(3) 調査方法</p> <p>① 気象に係る調査方法</p> <p>地域の地表付近及び上空における風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の状況について現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、<u>調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象日原簿」</u>又は「<u>大阪府気象月報</u>」(大阪管区气象台)及び「<u>堺市大気汚染調査報告</u>」(堺市)、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 地上の気象の調査 (略)</p> <p>イ 上空の気象の調査 (略)</p> <p>② 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 水象</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 水象に係る調査方法</p> <p>ア 河川水象</p> <p>流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施すること。</p> <p>現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の形態の変化が把握できる期間とし、調査頻度は調査データの予測及び評価における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とすること。河川の水質の現地調査を実施する場合は、河川の水質の調査時期に配慮すること。</p> <p>測定方法は、「水質調査方法」(昭和46年9月30日環境庁水質保全局長通知)又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選択</p>	<p>(3) 調査方法</p> <p>① 気象に係る調査方法</p> <p>地域の地表付近及び上空における風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の状況について現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>気象観測月報</u>」(一般財団法人気象業務支援センター)又は「<u>大阪府の気象</u>」(大阪管区气象台)及び「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 地上の気象の調査 (略)</p> <p>イ 上空の気象の調査 (略)</p> <p>② 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 水象</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 水象に係る調査方法</p> <p>ア 河川水象</p> <p>流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施すること。</p> <p>現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の形態の変化が把握できる期間とし、調査頻度は調査データの予測及び評価における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とすること。河川の水質の現地調査を実施する場合は、河川の水質の調査時期に配慮すること。</p> <p>測定方法は、「水質調査方法」(昭和46年9月30日環境庁水質保全局長通知)又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選択</p>

現行	改定案
<p>すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」(国土交通省)、「環境水質調査報告」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>イ 湖沼水象 (略)</p> <p>ウ 海域水象 (略)</p> <p>② 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第 18 節 陸域生態系</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>陸生植物、陸生動物及び淡水生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮して行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本(当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。)又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。また、法令により指定されている陸生植物、陸生動物及び淡水生物を現地調査する場合は、所要の手続きを行った上で実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、地形分布図、表層地質図、土壤図、植生図、航空写真、漁獲統計資料等の既存資料調査、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>① 陸生植物に係る調査方法 (略)</p> <p>② 陸生動物に係る調査方法 (略)</p> <p>③ 淡水生物に係る調査方法</p> <p>浮遊生物、底生生物、爬虫類、両生類、魚類、水生昆虫類及び水生植物の</p>	<p>すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」(日本河川協会)、「環境水質調査報告」(堺市)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>イ 湖沼水象 (略)</p> <p>ウ 海域水象 (略)</p> <p>② 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第 18 節 陸域生態系</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>陸生植物、陸生動物及び淡水生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮して行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本(当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。)又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。また、法令により指定されている陸生植物、陸生動物及び淡水生物を現地調査する場合は、所要の手続きを行った上で実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、地形分布図、表層地質図、土壤図、植生図、航空写真、漁獲統計資料等の既存資料調査、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>① 陸生植物に係る調査方法 (略)</p> <p>② 陸生動物に係る調査方法 (略)</p> <p>③ 淡水生物に係る調査方法</p> <p>浮遊生物、底生生物、爬虫類、両生類、魚類、水生昆虫類及び水生植物の</p>

現行	改定案
<p>生息・生育種、分布状況、現存量等について調査すること。 調査地点の選定に当たっては、水深、流速、河床等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮すること。 また、調査時期は、調査の対象となる淡水生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定すること。</p> <p>ア 生物群の生息・生育状況 (略)</p> <p>イ 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴 (略)</p> <p>ウ 生息・生育環境 地形、水質、底質、瀬、淵等の状況等について調査すること。 地形の調査は、地形図等の既存資料調査又は現地調査の実施によること。</p> <p>水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、SS、COD、BOD、<u>窒素、磷</u>等、底質については、粒度組成、強熱減量、COD、BOD、酸化還元電位、全硫化物、<u>窒素、磷</u>等を調査すること。調査方法は、水質汚濁の調査の方法によること。 瀬、淵の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施すること。</p> <p>④ 陸域生態系の解析 (略)</p> <p>⑤ 関連調査項目の調査方法 ア 気象、地象及び水象の状況 気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の水位、水量、水質等を「<u>大阪府気象月報</u>」(大阪管区气象台)、地形図、地質図、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の既存資料調査又は現地調査により調査すること。</p> <p>イ 土地利用の状況 (略)</p> <p>ウ 法令による地域指定等</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 評価項目ごとに調査及び予測の結果に基づき、以下の観点から評価すること。</p>	<p>生息・生育種、分布状況、現存量等について調査すること。 調査地点の選定に当たっては、水深、流速、河床等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮すること。 また、調査時期は、調査の対象となる淡水生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定すること。</p> <p>ア 生物群の生息・生育状況 (略)</p> <p>イ 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴 (略)</p> <p>ウ 生息・生育環境 地形、水質、底質、瀬、淵等の状況等について調査すること。 地形の調査は、地形図等の既存資料調査又は現地調査の実施によること。</p> <p>水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、SS、COD、BOD、<u>全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩</u>等、底質については、粒度組成、強熱減量、COD、BOD、酸化還元電位、全硫化物、<u>全窒素、全磷</u>等を調査すること。調査方法は、水質汚濁の調査の方法によること。 瀬、淵の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施すること。</p> <p>④ 陸域生態系の解析 (略)</p> <p>⑤ 関連調査項目の調査方法 ア 気象、地象及び水象の状況 気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の水位、水量、水質等を「<u>大阪府の気象</u>」(大阪管区气象台)、地形図、地質図、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等の既存資料調査又は現地調査により調査すること。</p> <p>イ 土地利用の状況 (略)</p> <p>ウ 法令による地域指定等</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 評価項目ごとに調査及び予測の結果に基づき、以下の観点から評価すること。</p>

現行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること ・環境基本計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年9月18日大阪府決定）等、国、大阪府及び堺市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・自然公園法、<u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。 <p>4 事後調査（略）</p> <p>第19節 海域生態系</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目（略）</p> <p>(2) 調査地域（略）</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 海域生物に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより、調査対象の貴重な海域生物に影響を与えないよう配慮して現地調査を行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。</p> <p>調査地点の選定に当たっては、水深、潮間帯、干潟、藻場等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮すること。</p> <p>調査時期は、調査の対象となる海域生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定するとともに、海域の水質・底質及び水象（海域水象）の現地調査を実施する場合には、海域生物に係る調査の実施時期に配慮すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、漁獲統計資料等の既存資料調査、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 生物群の生息・生育状況（略）</p> <p>イ 生息・生育環境</p> <p>環境要因として水質、底質、水象の状況及び場の特性として干潟、藻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること ・環境基本計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年9月18日大阪府決定）等、国、大阪府及び堺市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・自然公園法、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。 <p>4 事後調査（略）</p> <p>第19節 海域生態系</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目（略）</p> <p>(2) 調査地域（略）</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 海域生物に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより、調査対象の貴重な海域生物に影響を与えないよう配慮して現地調査を行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。</p> <p>調査地点の選定に当たっては、水深、潮間帯、干潟、藻場等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮すること。</p> <p>調査時期は、調査の対象となる海域生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定するとともに、海域の水質・底質及び水象（海域水象）の現地調査を実施する場合には、海域生物に係る調査の実施時期に配慮すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、漁獲統計資料等の既存資料調査、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア 生物群の生息・生育状況（略）</p> <p>イ 生息・生育環境</p> <p>環境要因として水質、底質、水象の状況及び場の特性として干潟、藻</p>

現行	改定案
<p>場の状況について調査すること。</p> <p>水質及び底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮するものとし、水質については、水温、塩分、透明度、SS、D0、<u>窒素、</u><u>磷</u>等を調査し、底質については、粒度組成、強熱減量、酸化還元電位、全硫化物、<u>窒素、</u><u>磷</u>等を調査する。調査方法は、水質・底質の調査の方法によること。</p> <p>水象の調査は、海域水象に係る調査方法によるものとし、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮すること。</p> <p>なお、干潟で底生生物を調査する場合は、干潟全体の地形、底質状況、主な底生生物の分布状況を目視観察すること。</p> <p>また、藻場が存在する場合は、生育帯外縁を確認し、代表的な箇所での主要構成種とその植生被度、底質等を目視観察すること。</p> <p>② 海域生態系の解析 (略)</p> <p>③ 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第20節 ～ 第25節 (略)</p> <p>第26節 安全</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 安全(高圧ガス)に係る調査項目 (略)</p> <p>② 安全(危険物等)に係る調査項目 (略)</p> <p>③ 安全(交通)に係る調査項目</p> <p>対象事業等の内容を勘案し、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・道路等の状況 (対象事業等の実施区域に関連性の高い国道、府道及び市道等の状況及び対象事業等との関連が想定される交通計画の状況) (道路の種類、起終点及び主な経過地、幅員構成、道路の性格、交差点</p> </div>	<p>場の状況について調査すること。</p> <p>水質及び底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮するものとし、水質については、水温、塩分、透明度、SS、D0、<u>全窒素、</u><u>全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩</u>等を調査し、底質については、粒度組成、強熱減量、酸化還元電位、全硫化物、<u>全窒素、全磷</u>等を調査する。調査方法は、水質・底質の調査の方法によること。</p> <p>水象の調査は、海域水象に係る調査方法によるものとし、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮すること。</p> <p>なお、干潟で底生生物を調査する場合は、干潟全体の地形、底質状況、主な底生生物の分布状況を目視観察すること。</p> <p>また、藻場が存在する場合は、生育帯外縁を確認し、代表的な箇所での主要構成種とその植生被度、底質等を目視観察すること。</p> <p>② 海域生態系の解析 (略)</p> <p>③ 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第20節 ～ 第25節 (略)</p> <p>第26節 安全</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 安全(高圧ガス)に係る調査項目 (略)</p> <p>② 安全(危険物等)に係る調査項目 (略)</p> <p>③ 安全(交通)に係る調査項目</p> <p>対象事業等の内容を勘案し、次の項目から選定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・道路等の状況 (対象事業等の実施区域に関連性の高い国道、府道及び市道等の状況及び対象事業等との関連が想定される交通計画の状況) (道路の種類、起終点及び主な経過地、幅員構成、道路の性格、交差点</p> </div>

現行	改定案
<p>の位置、構造及び信号制御方法、通学路の状況並びに通学時間帯及びバス等の公共交通の状況並びに駐車場の設置状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通量の状況 (自動車交通及び歩行者の方向、量、渋滞等の状況) 交通安全施設、交通安全対策等の状況 (歩道、横断歩道、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の設置状況) (道路管理者等が行っている交通安全対策並びに自治会、学校等の各種団体がしている通学時間帯における学童の誘導等の状況) 対象事業等の計画の状況 (工事中及び供用開始後の発生集中交通量) <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測事項 対象事業等の実施により高圧ガスの火災及び爆発並びに毒性ガスに該当する高圧ガスの漏洩及び拡散の防止、危険物等の火災及び爆発並びに流出の防止、交通等の安全性とすること。</p> <p>(2) 予測の対象時期 (略)</p> <p>(3) 予測地域 (略)</p> <p>(4) 予測方法 (略)</p> <p>(5) 予測の結果 (略)</p> <p>3 評価 評価項目ごとに調査及び予測の結果に基づき、以下の観点から評価すること。</p> <p>(1) 安全 (高圧ガス) (略)</p> <p>(2) 安全 (危険物等) (略)</p> <p>(3) 安全 (交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 	<p>の位置、構造及び信号制御方法、通学路の状況並びに通学時間帯及びバス等の公共交通の状況並びに駐車場の設置状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通量の状況 (自動車交通及び歩行者の方向、量、渋滞等の状況) 交通安全施設、交通安全対策等の状況 (歩道、横断歩道、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の設置状況) (道路管理者等が行っている交通安全対策並びに自治会、学校等の各種団体がしている通学時間帯における学童の誘導等の状況) 対象事業等の計画の状況 (工事中及び供用開始後の発生集中交通量、<u>敷地内における歩行者・自転車・自動車用通路及び横断歩道等の交通安全施設の配置</u>) <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測事項 対象事業等の実施により高圧ガスの火災及び爆発並びに毒性ガスに該当する高圧ガスの漏洩及び拡散の防止、危険物等の火災及び爆発並びに流出の防止、<u>対象事業実施区域内及びその周辺における</u>交通等の安全性とすること。</p> <p>(2) 予測の対象時期 (略)</p> <p>(3) 予測地域 (略)</p> <p>(4) 予測方法 (略)</p> <p>(5) 予測の結果 (略)</p> <p>3 評価 評価項目ごとに調査及び予測の結果に基づき、以下の観点から評価すること。</p> <p>(1) 安全 (高圧ガス) (略)</p> <p>(2) 安全 (危険物等) (略)</p> <p>(3) 安全 (交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

現行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目ごとに地域特性を勘案し、交通安全が確保されること。 <p>4 事後調査 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目ごとに地域特性を勘案し、<u>対象事業実施区域内及びその周辺における</u>交通安全が確保されること。 <p>4 事後調査 (略)</p>